主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、原判決に対する論難とは認められず、弁護人藤崎生夫の上告趣意は、憲法三一条違反をいう点を含め、実質は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五五年九月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	木	下	忠	良
裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	塚	本	重	頼
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	_